

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次の通り提案書の提出を求めます。

平成28年1月4日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

(仮称)喜多見農業公園等管理運営業務委託

(2) 目的

本件業務は、平成28年度に開園を予定する(仮称)喜多見農業公園及び将来的に拡張する(仮称)喜多見農業公園拡張用(暫定)用地において、区民が農業体験を通して世田谷区の農業の文化や歴史を学び、農業・農地が持つ多面的機能の有用性や重要性の理解を促進することで、区内農業の振興を図ることを目的とするものである。そのため、この目的を十分に理解し、多くの区民が農を体験し、楽しむことができる公園を管理運営するにあたっては、農業及び公園施設管理を計画的、且つ、安定的に運営できる体制の整った事業者へ業務を委託する必要がある。

(3) 業務内容

「(仮称)喜多見農業公園等管理運営業務委託参考仕様書」(別紙1)のとおり

(4) 履行期間(予定)

平成28年4月1日から平成29年3月31日

ただし、契約は年度ごとに行うものとし、履行に不備がなく、受託事業者が法令に反する事項など継続して業務を委託し難い状況が無いと区が判断し、且つ、地域住民を中心として設立する予定のNPO法人が、平成29年度より本件を受託できる体制が整わなかった場合は、委託期間を最大1回まで更新可能とする。

2 参加資格

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

(1) 平成24年度以降に世田谷区又は他官公庁との契約実績があること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。

(3) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(4) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提案者を選択するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施体制
- (2) 協議会等住民主体組織またはN P O活動支援等の実績
- (3) 業務内容に対する理解度
- (4) 業務内容に対する企画提案
- (5) 見積内容の妥当性

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区産業政策部都市農業課 担当 日下、松村
住所 〒154 - 0004 世田谷区太子堂2 - 16 - 7
TEL 03 - 3411 - 6658 FAX 03 - 3411 - 6635

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成28年1月4日(月)～1月15日(金)午後4時まで

交付場所

上記(1)に同じ

交付方法

希望者に無償配布する。

(受付時間：午前8時30分～午後4時まで 土日祝日除く)

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

受領期限

平成28年1月15日(金)午後4時まで

提出場所

上記(1)に同じ

提出方法

持参に限る

(4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

受領期限

平成28年2月3日(水)午後4時まで

提出場所

上記(1)に同じ

提出方法

持参に限る

6 その他

- (1) 提案書作成に要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約に

より締結する予定の有無 無

- (6) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)と同じ
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (9) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
- (10) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (11) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (12) 契約金額は、予算の範囲内とする。
- (13) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区とが協議し、委託業務にかかる仕様を確定させたうえで契約を締結する。また、仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、受託者と区との協議により最終決定する。
- (14) 本件の委託期間は1年間であるが、履行に不備がなく、受託事業者に法令に反する事項など継続して業務を委託し難い状況が無いと区が判断し、(仮称)喜多見農業公園実現計画書(案)に示されるとおり、平成28年度において地域住民を中心として設立する予定のNPO法人が、平成29年度より本件を受託できる体制が整わなかった場合は、委託期間を最大1回まで更新可能とする。
- (15) 詳細は説明書による。